

「第2次北杜市環境基本計画（改訂版）」に関する パブリックコメント募集の結果について

第2次北杜市環境基本計画の改訂に向けてパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見について、市の考えについて示しましたので公表いたします。

実施時期	令和5年1月13日（金）～令和5年2月13日（月）まで
意見提出状況	提出者数 11名
意見提出方法	持参（支所含む） 2名 FAX 1名 メール 7名 郵便 1名

全体的な意見			
No.	頁	ご意見内容	対応と考え方
1		<p>・「豊かな自然」という言葉を使っていますが、どんな姿が自然といえるのか、市民に分かるようにしてください。また、「豊かな自然を守る」についても、なぜ守るのかの理由を市民に「見える化」しないと行動に結びつかないのではないのでしょうか。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>豊かな自然の定義は難しいが、生物多様性が保全されていること。北杜市は生物多様性の保全について、県や地域の団体等協働し、積極的に保全していきます。(南アルプスユネスコエコパーク、甲武信ユネスコエコパーク活動の啓発等)</p>
2		<p>・市内で近年、森林伐採が続いています。このままでは、森の生き物であるヤマネやリスに影響を与え、市民にも影響が及ぶので、市内の森林伐採に条例を創るなど、規制が必要です。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>森林法に基づき、県知事は「地域森林計画」を、市町村長は地域森林計画に即した「森林整備計画」を立てることとされ、各計画において地域の特性を踏まえた森林整備及び保全の目標並びに森林の機能別区域（ゾーニング）及び伐採等の施業方法の考え方を提示しています。</p> <p>これを踏まえ、森林法では、山地災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全等の公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣または県知事が森林法に基づき「保安林」に指定し、立木の伐採、土地の形質の変更等を規制（県知事の許可制）しています。</p> <p>また、保安林以外の地域森林計画の対象森林については、森林整備計画に沿った森林の保全、森林施業等が図られるよう森林法に基づき、市町村長へ「伐採及び伐採後の造林届出」の提出を義務付けています。</p> <p>こうした森林法の諸制度を通じて総合的に森林の適正な</p>

			整備と保全を図っています。
3	<ul style="list-style-type: none"> 環境を知らないと環境を守れません。したがって、北杜市の環境を知るための、市内の主な環境への調査が必要です。調査を基盤とすることが大事です。 	<p>■原案どおり</p> <p>本市では本計画の第2章に示しますように河川、地下水、湧水、騒音振動等各種の環境調査を実施し、県が実施する環境調査（大気、廃棄物、地下水汚染）等の調査結果も把握し、本市の環境状況を監視しています。</p> <p>今後も引き続き、各種環境調査の実施並びに調査結果を監視してまいります。</p>	
4	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化の取組みについて <p>現在山梨県では、4パーミルイニシアチブを果樹農家の皆様と共に「二酸化炭素の削減」「土壌への炭素の貯留」を目標に取り組んでいます。しかし今回の第2次北杜市環境基本計画には書かれていません。</p> <p>4パーミルイニシアチブの具体的な取組みとして、「果樹剪定枝の炭化」が新聞などに取り上げられていますが「土壌への炭素の貯留」は例えば落葉など焼却ごみにせず、また野焼きをせずに有機肥料として土に戻すことができ、二酸化炭素の削減であり、脱炭素の取組みになるのではないのでしょうか。</p> <p>ぜひ県庁が取り組む二酸化炭素の削減4パーミルイニシアチブを基本計画の中にも入れてほしいと思います。この取組みは、フランス政府の提案から始まり、山梨県が日本で初めての先進県です。このような具体的かつ北杜市民も実行できる4パーミルイニシアチブを市でも広めていただきたいと思います。北杜市の二酸化炭素削減になると思います。（北杜高校では講座を設け、生徒たちが教師と共に懸命に取り組んでおりますので是非お願いいたします。）</p>	<p>■原案どおり</p> <p>4パーミルイニシアチブの実施主体は農家の方々であるため、関係各所のご意見を伺いながら、CO₂の削減策のひとつとして第3次北杜市環境基本計画等への掲載を検討してまいります。</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> ごみ問題（廃棄物）について 	<p>■原案どおり</p>	

	<p>ごみ問題については、外部委託が多いせいにごみ処理がどのように行われているか市民に伝わってきません。広報での取り上げも少ないのが現状です。</p> <p>ごみを減らすこと、ごみの削減は無駄な税金をごみに使わないことにつながります。「ごみの見える化」が必要です。</p>	<p>本市のごみ処理に関する計画は2022年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に詳細を記載しています。</p> <p>今後、ごみの減量化に対する市民への協力、お願いを分かりやすい形で啓発していきたいと考えます。</p>
6	<p>・基本計画への意見の集約を公開してください。(集会を設立してください) 一般市民の参加型にして下さい。職員の皆様だけがご苦労されるのでは環境問題はいつまでも解決しません。市民参加型の環境基本計画に変えることはできないでしょうか。現在多くの自治体は、市民参加型を取り入れています。現在、地球規模で考えても環境の変化は厳しいものがあります。市民一人一人の意識が未来を決めていきます。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>本市の「環境基本条例」第8条の4に市長は環境基本計画定めるに当たっては、北杜市環境審議会の意見を聞かなければならないと定めています。</p> <p>この環境審議会の委員の皆様が、市民の代表者としての位置づけになっています。また、その他多くの市民の意見を聴取するため、市民意識調査も実施しています。</p>
7	<p>・国立公園の中の集落に住んでいますが、ここ10年ぐらいからチョウやトンボ・セミ・ホタルなどの虫類が激減しているのではないかと危惧しています。数少なくなったバッタやトンボ、それを追い回す、希少な鳥達も見当たらなくなりました。嘗て、米作りが盛んの頃、水田にはカエルやタガメ・ゲンゴロウなどが居たものです。今や休耕地も増え里山としての魅力が失われ、森全体としての生態系も壊れつつあるかと危惧するものです。農作業をしなくなったのも大きな原因のひとつであります。休んでいる田畑を利用して、ビオトープの湿地帯にして、幾らかでも自然環境を取り戻し、トンボやチョウが行き交う緑豊かな環境にし、次世代につなげることを願っています。</p> <p>具体的な提案</p> <p>①増富ラジウム温泉に近県から人が来るものの、その区域では楽しんで帰るところまで至っていない。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・基本方針 3-4 生物多様性の保全と活用及び重点テーマ4の「生きものいきいきプロジェクト」の確実な実行によりご指摘を頂いた生物多様性の保全に努めていきます。</p> <p>・市民の皆様のご意見も参考にしながら、各担当課において第3次北杜市総合計画にあります「子育て世代・若者の移住・</p>

	<p>②憩いの場所としての集落</p> <p>③人の動きが盛んになれば、若い入居者も増える。</p> <p>④一方若い入居者がいるにも関わらず、町場に降りていくのが現状。</p>	<p>交流の促進」や「感動を届ける観光のまちづくりの推進」を図ってまいります。</p>
8	<p>・KPI 項目の設置・数値の考え方・根拠がない、施策の前期評価と後期の方向性とKPI との関係性がない。適正な推進のためには、適正・明確な目標設定（定量値）と進捗管理の徹底が必須だが、曖昧な表記が多く、要確認。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>本計画に示される各目標値は2頁の図1-1に示します第3次北杜市総合計画(上位計画)や一般廃棄物処理基本計画、再エネマスタープラン、景観計画等の(下位計画)に示される数値を採用しています。各目標値の設定根拠や具体的な取り組みは該当する計画に示されています。</p>
9	<p>・「一般廃棄物処理基本計画(2022)と整合した目標値」や「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」に準拠(ありき)が多いが、本計画・目標値・プランの妥当性・有効性の検証はどのようになされたのか教えていただきたい。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」は再エネに関する詳細な内容(北杜市の再エネ賦存量等)が記載されています。プラン内容については、北杜市新エネルギー推進機構及び環境審議会にて妥当性や有効性について協議されており、内容精査を行っております。</p> <p>・「一般廃棄物処理基本計画」について、廃棄物等減量推進審議会及び環境審議会にて、内容や目標値を含めた協議や内容精査を行っております。</p> <p>・今後策定予定の「北杜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、具体的な施策、進捗状況を確認していきます。</p>

10	<p>・基本計画が決まった以上、これから考えるべきはその内容をいかにして実行に移していくかですが、太陽光発電を含む過去10年間の我が国における再生可能エネルギー政策を振り返ると、ここまでに挙げたような具体的な数字の議論が不足していたように感じます。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>「自然と共にサステナブルなまちへ 北杜新時代」の実現に向け、市民や関係各所と連携を図りながら各施策の推進に努めてまいります。</p>
11	<p>・ソーラーシェアリング関東では山梨県がやはり大きく導入を伸ばして国内のうちの5% (22万ha) をソーラーシェアリングに2000億kwh、10% (44万ha) を利用すれば国内最終エネルギー消費の10%に相当する太陽光発電の発電量を獲得できるという試算。約2% (10万ha) の農地を活用して1000億kwhの発電電力量を確保していくことが一つの目安になると考えています。概ね農地1haあたり年間100万kwhを生産するという前提で、水田も畑も活用していくというシナリオです。</p> <p>⇒なぜソーラーシェアリングなのか？以下の情報とも関連して質問</p> <p>ソーラーシェアリングによって2030年に向けた再生可能エネルギー導入拡大を目指すべきと考える理由は、太陽光発電の事業化に要するリードタイムの短さや、</p>	<p>■原案どおり</p> <p>ソーラーシェアリングにつきましては、ご指摘のとおり有効性を認識しています。その反面、農業および発電事業としてだけでなく防災や景観形成の観点からも解決すべき課題が存在していることから、関係各所と連携を図りながら慎重に検討を進めてゆくべきものであると考えています。</p>


	<p>単に導入適地として広大なポテンシャルがあるという現実性だけではありません。</p> <p>「地域共生型再エネ」という用語を、既に経済産業省・資源エネルギー庁が少しズレた意味合いで用いてしまっていますが、何より重視されるべきは「再生可能エネルギーの地域との共生」です。再生可能エネルギーは自然資源を利用するため、その賦存量は都市部よりも農山漁村の方が豊かです。</p> <p>ソーラーシェアリングは日照条件が良い農地という環境を利用することで再生可能エネルギー生産のポテンシャルを広げるものですが、大前提として農業と共存し、私たちが生きるために欠かせない食料生産に貢献していくことが重要です。単にエネルギー生産による所得の向上を図るだけでなく、輸入資源である化石燃料がなければ成り立たない状況にある国内農業を、農地で生み出した再生可能エネルギーによって脱炭素化を進め、農業生産に不可欠なエネルギーを確保することで真の食料自給を達成することにもつながっていきます。</p> <p>こうした再生可能エネルギーの生産による恩恵を農村・農業者が受けることで、エネルギーと食料という社会に不可欠な資源を持続的に生産する仕組みがより強固になることから、再生可能エネルギー事業に対して社会的な投資を拡大していく意義がより一層大きくなります。この観点は、経済産業省・資源エネルギー庁のエネルギー政策で用いられる「地域共生型再エネ」には残念ながらまだ取り入れられていませんが、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を目指す上では避けては通れない視点です。北杜市ではどのように捉えていますか？</p>	
12	<p>・先日市長の説明資料に「太陽光パネルリユース」の記載がありました。ここでの「リユース」は、「リビルド（リペアー）」か「分別による再資源化」のどちらの意味でしょうか？</p>	<p>本計画書本編に関する質問ではありませんので、個別にお問い合わせください。</p>

	<p>我々が一昨年提案したのは前者で進めていますが、「パネル廃棄処理費用:20,000万円/枚→0円か有価物買取」+「現行パネルの適期にフィルムのみ高出力に変換」で、現行パネルの半永久的利用（山林展開はNG/野立ての必要もなく67%→100%の再エネが可能）で景観維持が図れる。処理費用の不要資金で、低炭素化地域実現に必要な市の財政負担のカバーに繋がrierえるのではと思いますが、いかがでしょうか？</p>	
13	<p>・全体を通して、環境汚染化学物質削減への視点が弱いと思う。</p> <p>北杜市では、2006年に第1回国際化学物質管理会議で採択された、SAICM（サイカム）「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」をご存じだろうか。国連の各機関で承認され、国内でも環境基本計画に位置付けられ、自治体にも取組の推進が求められているはずである。</p> <p>現代社会が直面している環境問題の根っこは、ここ100年の間に人間が人為的に石炭や石油から作り出した合成化学物質によるところが大きい。合成化学物質削減は経済への影響が大きいと考える人が大きいため、日本では声高に唱えられることがない。</p> <p>海外では、農薬、除草剤、化学肥料、プラスチックの添加剤、PFASなどの、人体への有害性、気候変動、生物多様性喪失など、環境への悪影響が知らされており、こうした合成化学物質削減の動きが大きくなっている。</p> <p>動きの遅い日本政府に先んじて、北杜市ではこうした視点をもって環境行政にあたっていただきたいものである。</p> <p>香害の問題点は多様であるが、香りや消臭作用を長引かせるために、プラスチック製のマイクロカプセルというものが、製品中に配合されているのが大問題である。カプセルの中に香料や消臭成分が詰めてあり、柔軟剤や合成洗剤を使用する</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・本計画1-7 化学物質の監視・測定 の頁においてご指摘の内容について最新情報を収集するとともに、化学物質の適正使用について事業者のみならず、市民全体への周知を図っていきたいと考えます。</p> <p>・本市では、市民の方からの相談を受け付けるため「化学物質過敏症相談窓口」を設置しております。</p> <p>また、厚生労働省でも香料で辛い思いをしている方がいる</p>

	<p>と、衣類等に接着性のあるカプセルが付着する。衣類着用時に、摩擦熱でカプセルが壊れると、中から香料や消臭成分が揮発し、効力を発するという仕組みになっている。このカプセルのせいで、化学物質が使用者の周囲に長時間揮発するため、それを吸入することでの健康被害が生じている。</p> <p>同時に壊れたカプセルのかけらである、マイクロプラスチックは、空気中にも舞い散り、空気を汚染し、それも人は吸入している。将来的に、アスベストのような肺疾患を招く恐れが否定できない。</p> <p>柔軟剤や合成洗剤に含まれるマイクロカプセルは、すべてが衣類に付着するわけではなく、8割が洗濯排水とともに水系に流れると言われている。</p> <p>北杜市の場合は、未処理の家庭排水がそのまま河川に流れている地域もあるし、浄化槽でも下水処理場でも処理しきれないサイズのカプセルがある。すなわち、柔軟剤や合成洗剤を使用している一般家庭は、河川や海洋、また土壌をマイクロプラスチックで汚染していることになる。</p> <p>更に言えば、柔軟剤や合成洗剤に使用されている合成界面活性剤は、PRTR 法指定の環境汚染物質であるものがほとんどであり、事業者への化学物質規制を求めだけでなく、市民にもこの点、周知啓発が必要と思われる。</p> <p>特に北杜市に求めたいのは、標高が高い川の上流に位置する自治体として水環境に対する責任ある態度である。きれいで豊かな水を自慢にしている本市が、下流域に対して、マイクロプラスチックや環境汚染物質を含む水を流している現状は、嘆かわしい。</p> <p>一昨年8月、「市長への手紙」と上下水道局に同様の問題提起を行ったが、「北杜市内の河川の汚染については問題ない範囲であると判断できる」と、更なる下流域の住民の上水に関しては関係ないといわんばかりの後ろ向きの回答だったのに</p>	<p>ことを周知するポスター等を作成し、一般の方に知っていたく活動を始めていることから、本市でも保育園や小中学校等にチラシの配布や、公共施設にポスターを掲示するなどの活動をしています。</p>
--	--	--

	<p>は、落胆した。</p> <p>より環境にやさしい、石鹼やアルカリ剤によるナチュラルクリーニングを北杜市が市民に周知してしかるべきではないかと思われる。「合成洗剤と柔軟剤をやめろ、石鹼をつかえ」ではなく、選択しとして市民に提示して、市民の自発的な行動変容を促すのである。ナチュラルクリーニングが広まると、下水道施設の微生物の状態がよくなったり、汚泥の量が減少したりすることで、下水道施設の運営コストの低下という副産物もあると思う。</p> <p>まずは、市役所関連の備品から、石鹼使用に切り替えてみてはどうかと思う。環境基本計画を練っている市役所の皆さんから、環境を考えた行動変容をお願いしたい。</p>	
--	--	--

第1章 基本的事項			
No.	頁	ご意見内容	対応と考え方
14	P3	<p>・計画の対象範囲</p> <p>表 1-1 に田んぼ・水路・ため池も対象にすべきです。田んぼには、日本全体で約 6000 種の生物が生息しています。さらに、その生物を北杜の農家をはじめ人々が、すばらしい生物多様性の宝庫を作り出しています。また、田んぼと水路・ため池は日本政府が世界に提唱している里山の環境要素です。ですから田んぼ・水路・ため池も環境の範囲とする必要があります。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>同図は山梨県の環境基本計画に記載されている図を引用したもので、環境の範囲の広がりを示しています。環境の広がりの方の区分の定義としてご理解いただきたいと思います。</p>
15	P3	<p>・図 1-2 について</p> <p>この図と言葉は改編が必要である。物質環境とは、通常、地球環境に含まれる。今の物質環境の言葉と改定すべきである。</p> <p>例えば SDGs を示すウェディングケーキのような下図とすべきである。この図で</p>	<p>■原案どおり</p> <p>No. 14 の回答と同様</p>

		<p>は、生命の環境が土台となり、経済などが上にある。世界の潮流に合わせ、市民に分かりやすいこの図とすべきである。</p> 	
16	P3	<p>・図 1-2 について、地球環境も自然環境なので「地球的な自然環境」と「身近な自然環境」としたらどうか。</p>	<p>■原案どおり No. 14 の回答と同様</p>

第 2 章 環境の現状と課題			
No.	頁	ご意見内容	対応と考え方
17	P5	<p>・第 1 節 環境問題を取り巻く社会動向</p> <p>最新の情報が不足しています。以下を入れるべきです。</p> <p>世界の主な環境問題で、COP での対象が、地球温暖化と生物多様性です。2022 年 12 月に COP15 で昆明・モントリオール生物多様性枠組みが採択され、世界の国と地域がそれを実施することを条約として約束しました。日本も国内の市町村もそれにならうこととなります。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・ご指摘のとおり、世界的な環境問題の最重要課題は地球温暖化と生物多様性と思われます。</p> <p>・国の環境基本計画（第 6 次）の見直しが次年度以降に実施され、上記 2 項目の中でも生物多様性への取り組みについて、より具体的な方向性が示されるものと考えています。</p>

	<p>その採択の主なミッションである「2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」や具体的に決まった目標3の30by30の記述が必要です。</p> <p>さらに、NbSやできればESGなどの動きも記すとさらに未来を見るキーワードがそろってきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当県における生物多様性への取り組みは、県の環境基本計画（第3次）の中に示されていますが、国の改訂後の令和6年度に改訂予定と思われます。 ・本市においては、前期計画を踏襲し基本方針3の3-4生物多様性の保全、6章の重点テーマ4に基づき施策展開を図るとともに、生物多様性問題への対応は広範であることから、国、県、近隣自治体との連携を強化し、施策の推進を図っていきたいと考えます。 ・なお、ご指摘のNBS、EGSにつきましては国、県の計画見直し情報を的確に把握し、第3次環境基本計画に反映することを検討していきます。 <p><参考></p> <p>※30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。</p> <p>Nature-based solutions(自然を基盤とした解決策)とは、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらず、自然及び人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動を指す。自然の力を活用して生態系と人々に恩恵をもたらしながら社会的な課題を解決すること、つまり、人と</p>
--	---	--

			<p>自然にとって Win-Win の関係を目指すという点が特徴的な概念となっている。NbS を提唱する国際自然保護連合（IUCN）は、2020 年に初のグローバル標準「IUCN Global Standard for Nature-based Solutions」を発表し、政府や民間企業、開発援助機関や金融機関、NGO による NbS の取組みを推進している。</p>
18	P5～9	<p>・現状と課題とあるが、意味の説明と一般論で、北杜市としての課題が記載されていない。何が課題なのか市民に分かるよう P10 からのつながりを追記してほしい。特に P9 の（2）後段に「このようなことから、北杜市としての生物多様性戦略を策定します」と追記してほしい。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>本市では、県及び各種団体との協働により生物多様性保全活動を実施していますが、今後はこれら組織と協働し本市として目指すべき生物多様性保全のための計画・目標の策定を検討していきます。</p>
19	P14	<p>・南アルプスエコパーク地域 10 市町村だが、図 2-3 の地図上は 9 市町村で富士見町が抜けており訂正すべき。</p>	<p>■修正いたします</p> <p>富士見町部分が表示されていなかったので、図 2-3 の地図を 10 市町村が載ったものに差し替えました。</p>
20	P19	<p>・水質汚濁の状況を確認するために山梨県 HP から「釜無川（国会橋）」と「塩川（塩川橋）」の 2 地点を採んでいるが、前者は市の西端に位置し、隣接する富士見町内を流れ下ったいくつかの河川が釜無川に合流する地点であり、北杜市の河川水質保全状況の確認に合致しない。従って、釜無川が北杜市内を流れる多数の河川と合流した後の「富士川（1）船山橋」のものに差替えた方がいいと思う。</p>	<p>■修正いたします</p> <p>・図 2-9 を「富士川（1）船山橋」のグラフに差し替えました。</p> <p>・誤解を招く資料の掲載でした。北杜市内を流れる公共河川の水質状態を参考として掲載いたしました。ご指摘のとおりと考え、「富士川（1）船山橋」のデータに差し替えをいたします。</p>
21	P20	<p>・表 2-7 に「三分一湧水」が記載されているが、湧水であって、地下水が湧出する地点を河川水質調査に加えるのは不適切だと思います。</p>	<p>■修正いたします</p> <p>・表 2-7 のタイトルを「北杜市河川等水質調査結果」に修正</p>

			<p>いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本水質調査は、旧町村合併前から継続して調査を実施し、水質状態の変化の有無を監視しています。 <p>また、三分一湧水は農業用水として広範囲において利用されていることから調査を継続しております。</p> <p>なお、湧水をBODの参考値で評価しており、本来であれば湧水の有機物量の指標は過マンガン酸カリウム消費量を示すべきではありますが、本地点は他の河川調査地点と比較し、有機物量は少なく清浄な湧水であることを確認するための参考値としてご理解いただきたいと考えます。</p>
22	P20	<p>・北杜市河川水質調査 表 2-7</p> <p>原案：北杜市内の河川は、全体的に非常に良好で河川環境基準類型 AA 類型～A 類型の範囲内に 44 地点が入っています。</p> <p>修正案：北杜市内の河川水は、BOD について 5 ヶ年平均値で評価すると、観測 45 カ所中 43 カ所が AA 基準（1 mg/ℓ以下）内に納まる。BOD は、環境省が定める生活環境保全に関する環境基準 9 項目のなかのひとつで、水中の溶存酸素を保持させ多様な生物の生存環境を保障する上で重要な指標。」</p> <p>山梨県は「富士川（1）船山橋」より上流の水域を生活環境基準類型 AA に指定しているため、BOD 環境基準値は 2.0 mg/ℓではなく 1.0 mg/ℓに修正する必要があると思う。敢えて A 基準を採用するなら環境審議会での議論を経て、そうする理由を市民・事業者にも明確に表明すべきだと思う。</p> <p>A 基準（2 mg/ℓ）内にあるからといって北杜市河川水の水質に「全体的に非常に良好」との自己評価を下すのは適切ではない。「人と自然と文化が躍動する環境創</p>	<p>■原案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の公共河川水質調査は、毎月、日 2 回（午前、午後）計 24 回の調査結果をもとに、環境基準の達成評価を実施していますが、本市の河川等水質調査は年 1 回実施しています。この年 1 回の調査結果をもとに河川の水質状況を評価することは難しいことから、汚染状況を監視することを目的としています。 ・生活環境の保全に係る環境基準は、県内の富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については昭和 48 年 3 月 31 日環境庁告示第 21 号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域（知事が類型指定する水域）については、昭和 49 年 4 月 1 日山梨県告示第 153 号（改正：平成 7 年 3 月 30 日

		<p>造都市」にふさわしい目標・指標を掲げてほしい。</p> <p>表中データは夏冬、さらに5ヶ年の数値を均している。平均した数値を評価するのは、偏向を生じやすく、水質調査では極めて異例なことです。また、極めて重要な河川水質をBODというひとつの基準のみで評価するのは適切ではないと思う。</p>	<p>山梨県告示第131号の4)によって水域類型の指定が行われています。</p> <p>なお、北杜市で調査を行っている中小河川については県で定める環境基準類型の指定はありませんが、塩川や釜無川に流入する河川水として、本市が守るべき水質参考値として採用しています。</p>
23	P21	<p>・表2-7、全体的に良好な中、「泉川上流」だけDランクなのが気になります。原因の調査をお願いします。流域の方々に悪影響がないのか気になります。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・D類型は工業用水2級・3級、農業用水、環境保全の利用に適したもの（国民の日常生活において不快感を生じない程度）になりますが、今後も引き続き調査結果を注視してまいります。</p>
24	P22	<p>・表2-8「2021年度北杜市自動車騒音常時監視結果」の道路名に県道の記述があると市民の方々は判りやすいと思います。一般県道（一）か主要地方道（主）</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・表2-8には道路名と、その道路の起点、終点名が記述されておりますが、調査地点の詳細は「国立環境研究所」の「全国自動車交通騒音マップ」を御参照ください。</p> <p>・なお、次回より道路交通センサスのデータに基づき追記を検討いたします</p>
25	P23	<p>・表2-10環境基準達成状況で「超過」と記載があるが、「何が超過しているのか」に記載がない。問題事項であるため、どの程度の逸脱か、原因は何か、それに対してどう捉え、どう対策を考えているのかの記載が本文中にも皆無であるのは適当ではない。</p> <p>超過の記載方法も「4カ所存在」では問題意識が見えない、「5カ所中4カ所」と記載されれば読み手の捉え方も大きく変わるのではないか。</p>	<p>■修正いたします</p> <p>・超過項目を赤字で示しました。</p> <p>・県では、水質調査の結果に応じて汚染井戸周辺地区調査を行っておりますが、原因は特定できておりません。市では、今後も継続監視調査の結果を注視してまいります。</p>

		<p>①工場廃液（廃水）が原因ではないでしょうか？</p> <p>②硝酸態窒素で畜産廃棄物が原因ではないのでしょうか？（可能性大に思います）そうであれば、堆肥化を適正化するとか、バイオガスを作って施肥は液肥の形にする等の具体的な方針案の記載があつて然るべきでは？</p>	
26	P25	<p>・北杜市地域防災計画（案）において、第10節災害廃棄物処理が計画されています。本計画の第2次北杜市環境基本計画（案）においても災害ゴミの一次仮置き場について方向性など記述があると、北杜市防災計画との整合性が担保され、災害ゴミの処理量が判れば記述すると全体のゴミの処分量が把握できると思います。</p> <p>一例としまして、災害時に発生する災害ごみの一次仮置き場は、市長村で設置・管理することになっています。災害廃棄物（特に片付けごみ）を一時的に置くための場所で、市内において仮置き場の用地確保に向けて協定書等の締結に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・環境基本計画では、対象とする範囲が広範なため、一般廃棄物や災害廃棄物の処理については、各個別計画に詳細を定めています。ごみ処理の詳細な計画は一般廃棄物処理基本計画に、また、災害廃棄物については災害廃棄物処理計画に詳細を示しています。</p>
27	P26	<p>・表2-3 リサイクル重量ではなく、リサイクル率が重要であり記載すべき。プラスチックは「熱処理」などといったあいまいなリサイクル率ではなく、再生プラをどのくらいしたのか？ごみ焼却場でどれだけ燃やし、生じた熱量をどれだけ有効利用したのか等の明確な数字を提示してほしい。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>リサイクル率の年度推移は表2-12に記載しております。表2-13ではそのリサイクル率の対象となる品目ごとの重量を示しています。</p>
28	P35	<p>・図2-23、表2-18「本市の農家数と経営耕地面積の推移」</p> <p>データが2015年止まりとなっておりますが、最新のデータを反映していただくと、高齢化も進み、減少率はさらに大きいのではないかと推測されます。最新データをもとにした農家総数及び経営耕地面積の減少防止のための具体策を知りたいです。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・統計データの公表が打ち切られたため、同数値が最新版となっております。</p> <p>・人口減少に伴う事業継承者の減少、法人等への農地の集積により農家数が減っておりますが、耕作放棄地の未然防止や解消のため、農地中間管理機構を介した担い手への農地の集積による活用に努めております。</p>

29	P36	・耕作放棄地が何にとって代わっているのか知りたいです。	耕作放棄地の一部は、事業により再生され大区画の農地として大型施設園芸用地、または転用され宅地や事業用地となることがあります。
30	P36	・耕作放棄面積が減少しているのに、耕作放棄地率が上昇しているのは？回答願います。	生産性が低い農地や、山奥などの利便性が悪い農地は耕作放棄地のまま残りますが、土地活用が容易な農地は、農地として再整備、または転用により宅地や事業用地となることから、耕作面積の減少により耕作放棄率は上がってしまうと考えられます。
31	P40	・前回調査結果と対比できるよう上下二段で（P39と同様に）表示してほしい。	■修正いたします。 前回アンケート調査の結果と今回の調査結果を対比するグラフに修正いたします。
32	P40	・多くの人が・・・5項目として「②「耕作放棄地」と記載あるが、データには何もないが？	■原案どおり アンケート調査の結果の詳細は、別途資料としてとりまとめをしております。
33	P44	<p>・【(2) 市に期待する施策について】</p> <p>①化学物質過敏症対策（電磁波過敏症を含む）を取り入れていただきたい。化学物質過敏症で北杜市に移住する方も増加しています。化学物質過敏症対策は北杜市に更なる付加価値をもたらすと思われまます。また、化学物質過敏症を患う方の人数自体も増えており、喫緊の課題であるため。</p> <p>②シック・スクール対策（塗料や建材からのVOC対策、給食着の柔軟材使用自粛など）をしていただきたい。電磁波過敏症対策としてWi-Fi環境の教室とは別の部屋で有線環境を用意する計画も予め用意しておいていただきたい。</p> <p>③近隣や下方への二次災害を防止するため「土砂災害警戒区域（レッドゾーン、</p>	■原案どおり ここでは事業者向け環境意識調査の結果を掲載していますので、そこにいただいた御意見を追記することはできませんが、今後の参考とさせていただきます。

	<p>イエローゾーン)、砂防指定地、すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林、採草放牧地への太陽光パネル設置は禁止」を追加していただきたい。土砂災害時の太陽光パネル破損・汚染物質流出による湧水群、地下水、河川の汚染を防止するため。取水地の有害物質汚染による住民の健康被害の防止、農業用水資源の有害物質汚染に伴う農作物の汚染防止、風評被害も防止するため。</p> <p>④耕作放棄地や空き家に太陽光パネルを設置することは禁止していただきたい。地権者との連絡がつかず最終的に維持管理・適正処分の責任を負えなくなった経年化・破損したパネルの放置や流出などで、住民間でのトラブルになるため。</p>	
--	---	--

第3章 計画のめざすところ			
No.	頁	ご意見内容	対応と考え方
34	P46	・重要なキーワードの「生物多様性」の記載がなく入れるべき。どの区分・基本方針にするのか？（基本方針3では？）	<p>■原案どおり</p> <p>生物多様性については基本方針3の3-4と重点テーマ3「生きものいきいきプロジェクト」に記載しています。</p>
35	P47	・基本方針の5「杜づくり」となっているので、他の方針も「杜づくり」で整合してほしい。また、「将来」ということではなく、次の世代を見据えるべきなので「未来」に訂正してほしい。	<p>■原案どおり</p> <p>今回は、平成30年3月策定の「第2次北杜市環境基本計画（前期計画）」の見直しにあたるため、基本方針については前期計画を踏襲しております。</p>
36	P47	・基本方針5は「環境教育」であるが、説明文の中に「環境教育」や「教育」のワードが皆無であり見直すべきでは？	<p>■修正いたします</p> <p>基本方針4と5の説明文を入れ替えました。</p>

第4章 環境像の実現に向けた基本方針別の取組			
No.	頁	ご意見内容	対応と考え方
37	P50	・悪臭対策の推進として、「鶏舎等」があるが、本市では牛舎の影響は？鶏舎より大きくないのか？（確認迄、大きかったら表記変更を）	■修正いたします 「 <u>鶏舎</u> 、 <u>牛舎</u> 等」に修正いたしました。
38	P50	・（市民の役割） 今、合成洗剤、柔軟剤などに添加されている合成香料が問題になっています。マイクロビーズに包まれた合成の香りが排水から長時間発散するので、使用者のみならず、近隣の人々への影響が問題になっています。 北杜市は「化学物質過敏症の窓口」設置という画期的な施策が実施されています。健康増進課とタイアップして、市民への啓蒙に積極的に取り組んでください。具体的には、広報に使用自粛を促すビラを挟むのはどうでしょうか。	■原案どおり 近年、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と連携し、啓発ポスターが作成されています。 このことを受け、本市でも「化学物質過敏症の窓口」を設置しており、今後も担当課と連携し、啓発活動を行っていきます。
39	P51	・● <u>壤</u> 汚染の現状と把握→● <u>土</u> 壤汚染の現状と把握の誤記では？	■修正いたします 「● <u>土</u> 壤汚染の現状と把握」に修正いたしました。
40	P51	・（事業者の役割） 事業者には小売店なども該当するのでしょうか。アメリカでは2023年より除草剤「ラウンドアップ」の一般市民向けの販売ができなくなりました。 農薬は散布する人はもちろん近隣の人にも悪影響を与えますし、地下水も汚染します。良い環境を次世代に残したいという強い要望があるのなら業者に指導してほしいです。化学物質過敏症の人たちも農薬散布には耐えられません。	■原案どおり 本市では環境保全型農業を直接支援するため、平成23年度から化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援しています。
41	P51	・（市の役割） 最もすぐに取り組んでほしいことは、市の施設のトイレの洗浄剤や芳香剤の総点検をすることです。芳香剤の匂いで中に入ると具合が悪くなるという声を聴き	■原案どおり No.13と同様の回答

		<p>ます。化学物質過敏症は誰でもなりうるという認識を持ってください。職員さんも常時さらされているといつ発症するかわかりません。それほど環境汚染は進んでいるのです。まず、身近なところから取組みをお願いします。職員さん方も香り付洗剤、柔軟剤を使用しないなど足元からの環境保全をお願いします。</p>	
42	P53	<p>・2021年度の現状値が98.0%と良好なのに、何故、2027年の最終目標は80.0%と大幅な改悪な数値とするのか？目標値とは到底言えず、注釈も説明になっていない</p>	<p>■修正いたします</p> <p>・前計画はCODによる目標設定でしたが、今回の中間見直しにおいて河川水質評価はBOD値が適切であるため、目標値を新たに設定しました。2018年度と2021年度の数値についてはCOD値とBOD値の割合を両方記載し、2027年度最終目標値はBOD値で<u>98%以上</u>と修正いたします。</p>
43	P53	<p>・上記同様に現状より悪い数値を目標設定しているのは？「一般廃棄物処理基本計画（2022）の目標を採用」と、他でもあるが、この目標値を変えるべきでは？</p>	<p>■原案どおり</p> <p>水洗化率とはトイレが水洗の住宅の割合をいい、「水洗」とは直接公共下水道に流す方式や自家浄化槽等で処理するものをいいます。また、団地等で共同の浄化槽により汚水を処理している場合も含まれます。</p> <p>令和4年3月に策定した「北杜市一般廃棄物処理基本計画78頁の表14-1に本市の公共下水道等処理形態別人口の将来が示されています。</p> <p>水洗化率＝（汚水衛生処理人口/計画処理区域内人口）×100で示すため、汚水衛生処理人口と計画処理区域内人口の増減により数値が変動します。表14-1の本市の人口予測によると分子の汚水衛生処理人口の減少数が分母の計画処理</p>

			区域内人口の減少数より大きいため、水洗化率の将来予測は数値が減少傾向になるものと推定されています。
44	P53	<p>・市内河川水質調査の目標及び指標</p> <p>(1) 目標・指標を A 類型の割合とすることの是非。(意見 No6 参照)</p> <p>(2) 目標・指標として環境基準からただひとつ BOD を採り上げることの是非。</p> <p>((2) を是とした場合) 次の理由により目標管理項目を COD から BOD (或いはその他複合指標) に変更します。COD は、①年毎の数値変動が大きく管理目標に適さない、②環境省のガイドラインでは主として湖沼の水質管理に用いられる指標、③市民・事業者に対して環境基準 COD2 mg/l以下の意味するところを理解してもらうのが至難であるため。と説明文を追加記載が必要ではないか。</p> <p>今回実施した市民アンケートによると「生活排水による河川や水路の水質汚濁」を「よく見かける」「たまに見かける」と答えた人の割合は、前回調査からほぼ倍増した。前期計画 5 年間のあいだにより多くの市民が身の回りの河川水質汚濁の悪化を実感していると考えべき。</p> <p>市は 2016 年に 66 カ所の観測地点を現在の 45 カ所に変更したが、その際、打切られた 32 カ所の観測地点の中には観測基準不適合なデータが頻出する地点が数多く含まれていた。現在の調査地点の BOD が環境基準値に納まっても、市内各所で水質汚濁が進むことは十分予想され、市内の河川水質は決して安心できる状況にない。</p> <p>生活・事業所排水対策の推進を基本目標の一丁目一番地に掲げ、取組む上で、前期 COD と同じく後期も BOD のみを目標値・指標値に掲げることについて再考を促したい。単一の環境基準項目を目標・指標に掲げて河川水質保全の目的を達成できる保証はない。そこに北杜市民が描く「自然と人間が共生するあるべき姿」が実現</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・ご指摘のとおり河川に関する生活環境に係る項目は BOD 以外に DO、SS、大腸菌群等が規定されており、本市においてもこれら項目の調査を実施し、結果を市ホームページで公表しています。</p> <p>今後は、回答 22 に示すとおり、各地点の類型指定の再検討を行うとともに、他の基準項目についても評価対象とすることを検討していきます。</p> <p>・当初、河川等水質調査は旧町村単位独自で行っていたものを合併後も継続し、66 箇所としていました。この間、河川流域の土地利用、企業や住宅等の立地状況が変化しつつあることを踏まえ、平成 29 年度から変更いたしました。調査地点の見直しについては、旧町村の境など隣接する箇所の削除や、市街地や農耕地など水質汚染の可能性が考えられる箇所を追加した結果、現在の調査地点となりました。</p>

		<p>する保証もない。</p> <p>河川水質データは、できるだけ多くの環境基準項目とできるだけ長期間のデータを解析しながら市内を流れる各水域、各地区の状況を見極めつつ、対策を講じる必要がある。幸いにも、北杜市には 20 年近く積み上げた膨大な河川水質調査データがあり、これを解析すれば水質汚濁問題の現状と取組課題は自ずと明確になる。</p> <p>さらに河川水質を悪化させる汚染源は、河川水・地下水に高い環境負荷をかけている単独浄化槽設置世帯からの生活排水の垂れ流し問題について市行政は久しく取り組んできたが、いまだ十分な成果を得るに至っておらず、対策の強化あるいは見直しを検討すべき時期にあるのではないか。</p>	<p>・北杜市では各種の環境調査を継続して実施しています。今後、それら貴重なデータを分析し、各地区の環境特性を把握した改善対策を検討していきたいと考えます。</p>
45	P54	<p>・1-1 生活・事業所排水対策の推進 (前期評価部分)</p> <p>原案：7 項目の目標達成率（4 ヶ年実績）は、全ての項目でほぼ目標達成となっています。</p> <p>修正案：河川水質調査の数値目標は、4 年中 3 年の実績で目標を大きく下回った。また、目標を上回る数値を記録した令和元年の数値は特異値と認識されるもので、COD という環境項目により河川水質を評価する手法に疑問を呈した。</p> <p>(後期の方向性部分)</p> <p>原案：後期計画においては、前期計画と同様な取組計画としますが、前期に河川水質で課題となった地点への改善指導、生活排水を適正に処理するため関連機関との連携強化、下水道区域内においても接続への積極的な働きかけを継続して行い、水洗化率の向上を図ります。</p> <p>修正案：所期の目標を達成しえなかった前期を踏まえ、後期は次の点に力点を置き、鋭意取組みます。①長期にわたる水質データ分析を通じて汚染状況を仔細に把</p>	<p>■原案どおり</p> <p>・ご指摘のとおり前期計画では、河川の有機物量として COD 値を採用していましたが、河川水の評価としては BOD 値を採用すべきと考え、後期計画では目標値を BOD に変更しました。</p> <p>・前期計画においては河川の環境基準の評価項目を COD としていたため、前期の 4 年間の COD に基づく評価では、令和元年度を除き達成率が低くなっていますが、過去 5 年間の BOD、SS、DO 等の項目を参照すると、有機物汚濁による汚染が進行しているものではないものと思われます。</p> <p>・しかしながら北杜市内の中小河川は、水量も少なく家庭生活系排水による影響を受けやすいものと思われ、今後も下水</p>

	<p>握、汚染源を特定したうえで水質状況改善へむけた具体策を実行。②河川水・地下水汚染防止のため生活雑排水の処理適正化の一環として、下水道計画区域外では合併浄化槽への切替促進および法定検査率の向上など管理の徹底、下水道計画区域では下水道への接続促進（＝下水道水洗化率向上）に向けて取り組む。また、下水道処理施設の性能向上と下水処理場排水水質データ公表にも取り組む（データは業者により若干違いがあるので、統一するよう指導必要）。</p> <p>公表された年次報告を見るかぎり、①（調査地点において）どのような課題を認識し、②どのような改善指導を行ったのか、③関連機関とどのように連協強化をおこなったのか（行おうとしているのか）、④（下水道接続への積極的働きかけ）は往年の課題となっているのになぜ接続率が上昇してこないのか、などが明らかになっていない。</p> <p>基本方針1の「数値目標進捗状況」の説明は内容に乏しく、なかには4年間ほぼ同文となっている項目もある。</p> <p>令和3年度第2回環境審議会会議録では、「数値が悪化しているのは市内河川の水質汚染が進んでいると考えて良いのか」「(CODの数値を)しっかり評価しなければならぬ」「水質を改善することが(調査の)目的」「どこの河川が悪くなったのか、また、長期傾向についても分析すべき」「(年次報告に)状況を書くだけでなく、きちんと評価分析をするべき」など、複数の審議委員から指摘を受けているにもかかわらず、それらが今般の「計画」に全く反映されていない。</p> <p>これは、審議会の審議を経ても然るべき見直しや修正が行われていないということで看過できない。「計画」進行管理の考え方と仕組みは作られているものの、内実に乏しく、「計画」は滑り出しから既に形骸化していたと言わざるを得ない。</p> <p>前期の取組内容と成果を綿密にチェックし、数値が示すように所期の効果があが</p>	<p>道への接続促進、合併浄化槽の設置補助事業を実施していきます。</p>
--	---	---------------------------------------

		っていないのであれば、原因を究明して、次のアクションにつなげるのが肝要であることは言うまでもない。ここまで「計画」基本方針1のみに焦点をあてて見てきたが、「一事が万事」というが如く、「進行管理・PDCA」が適切に駆動していないのは北杜市環境行政組織全般に見られることかもしれない。いまいちど前期のパフォーマンスを適正に評価し直し、問題点と課題を長期にわたる数値データを踏まえて十分整理・検討したうえで、後期の取組を仔細に決め、審議委員会のテーブルに載せ、然るのち、市民・事業者の理解を深め、協力を得られるよう、公表すべき。	
46	P61	・空白頁は？ 詰めるべき	■原案どおり 見開きのための頁調整です。

第4章 環境像の実現に向けた基本方針別の取組

No	頁	ご意見内容	対応と考え方
47	P64	<p>・3-3 景観維持活動の推進</p> <p>市民アンケートで望ましくない光景にもあがっていた、141号線沿いの廃墟、清里駅前前の廃墟、太陽光パネルは早急に対処した方がいいでしょう。市民からアイデアを募集するなどしてみんなで考えることが大事かと。市外、県外の企業に丸投げすることなく是非市民を巻き込んで地位づくりをしませんか。北杜市には優秀な人材がいっぱいいます。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>第7章の計画の推進にも示しますように、本計画の着実な推進は、本市を訪れる全ての者を含み、市民、事業者、市の各主体が協働して取り組むことが重要と考えます。</p>
48	P64	<p>・3-5 自然環境の保全と共生</p> <p>保全の具体策であるアニマルパスウェイ・ヤマネコブリッジ・ヤマネいきものトンネルを北杜市は世界初として実施し、発信し、国内外で高い評価を得た。これは環境を標榜する北杜市には、世界に誇れる、先駆的な財産でもある。したがって、</p>	<p>■原案どおり</p> <p>生物多様性については基本方針3の3-4と重点テーマ3「生きものいきいきプロジェクト」の項で対応していきます。</p>

		<p>アニマルパスウェイの普及・教育・調査を進めることで、北杜市の環境への先駆性をより、市民から世界へ発信すべきである。市民の故郷への誇りの醸成ともなる。</p>	
49	P64	<p>・3-5 自然環境の保全と共生</p> <p>幼児から企業人・行政担当者への生物多様性教育＝いきもの教育が必要である。SDGs も生物多様性教育もそれを担う人を育てる必要があるからである。</p>	<p>■原案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性については基本方針3の3-4と重点テーマ3「生きものいきいきプロジェクト」の項で対応していきます。 ・環境教育については主な取組の5-1において対応いたします。
50	P66	<p>・「環境保全型農業直接支払い交付金活用団体数及び面積」で、2018年度は16組織に対して、2021年度実績値と2022～2027年度指標値は1組織と極端に少ない理由は？</p>	<p>■原案どおり</p> <p>市内活動組織が1団体に統合されたことによります。</p>
51	P67	<p>・施策の前期評価と後期の方向性</p> <p>3-4 生物多様性の保全と活用</p> <p>北杜市の豊かな自然環境は清里の森だけではありません。北杜市には、日本政府も提唱している里山環境を構成する①田んぼ、②田んぼ周りの水路、③森（八ヶ岳山麓の標高の低い森や南アルプス）④川、⑤ため池などがある。これらを対象として、北杜市全体を調べる必要がある。これらの環境は、市民との関わりが深い環境であるためその意義は高い。これらをとおして、COP15の生物多様性の指標であるOECMにも貢献できる可能性を有する。</p>	<p>■原案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の環境問題の最重要課題は地球温暖化と生物多様性と思われま。 ・国の環境基本計画（第6次）の見直しが次年度以降に実施され、上記2項目の中でも生物多様性への取り組みについて、より具体的な方向性が示されるものと考えています。 ・本県における生物多様性への取り組みは、県の環境基本計画（第3次）の中に示されていますが、国の改訂後の令和6年度に改訂予定と思われま。 ・本市においては、前期計画を踏襲し基本方針3の3-4生物多様性の保全、6章の重点テーマ4に基づき施策展開を図るとともに、生物多様性問題への対応は広範であることから、国、県、近隣自治体との連携を強化し、施策の推進を図って

			いきたいと考えます。
52	P67	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化や地域資産を「観光事業」で積極的に活用すべし。アルベルゴ・ディフーズ（AD）だけでなく、ファームステイでも良いし、ワーケーションでも良いし、アイデアがなさすぎると思います。 景観保持：軽井沢や高山などのような色彩設計・景観計画を立てることが先決だと思います。 	<p>■原案どおり</p> <p>本計画の上位計画である総合計画、総合戦略及び、関連計画であるまちづくり計画、景観計画等と整合を図り、ご指摘の内容を検討していきます。</p>
53	P68	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針4 地域環境保全に貢献する杜 SDGsの15「陸の豊かさを守ろう」のマークを追記してほしい。 	<p>■修正いたします</p> <p>P46とP68の基本方針4に、SDGsの15「陸の豊かさを守ろう」のアイコンを追加いたしました。</p>
54	P68	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針4 1. 目指すべき方向性 地球温暖化に加え、生物多様性保全を入れるべきである。世界の地球環境課題でこの2つが主な車輪となり、国際的な締約を実施しているからである。 現在の方向性では、1つの車輪となっているため、市の方向性としては不備となる。 	<p>■原案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり地球温暖化と生物多様性への取り組みは喫緊の課題と思われる、相互に関連していると考えます。 ・生物多様性については地域資源保全の категорияとし、温暖化防止は地球環境の保全の categoriaとして区分しますが、施策として共通に展開する部分もあることから、効率的・効果的に対応いたします。
55	P69	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の役割 事業者による社員への生物多様性教育・人材育成の項目を入れるべきである。すでに、経団連は、経団連生物多様性宣言を出しているからである。事業者の役割の中に社員への生物多様性教育を入れることが必修です。事業者でも生物多様性を担う人の育成が必要だからです。 	<p>■原案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習は、全市民、全事業者を対象として推進していきたいと考えています。 ・環境学習プログラムの中には生物多様性も含んでおり、人材の育成も同様です。
56	P69	<ul style="list-style-type: none"> ・市の役割に、CO₂減少や改善などに取組む文言なし。ゼロカーボンシティに向け 	<p>■原案どおり</p>

		た基礎資料の整備：整備だけでは目標にならない（内容、納期、レベル感なし）ため、具体的記載が必要	具体的な市の取り組みについては「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記載しています。
57	P69	・行政担当者への生物多様性教育・SDGs 教育も不可欠です。事業者・市民などすべてのステークホルダーの要は、行政担当者だからです。この要の目標達成への一つのステップです。	■原案どおり 基本方針5の環境教育・学習の対象は北杜市全市民であることから、ご意見のように対応していきます。
58	P70-72	・森林や農地などの多面的機能を追記し、そのための目標と指標も追記してほしい。	■原案どおり 基本方針5の2.現状と課題及び市の役割に示すとおり、次の世代に引き継ぐための人材の育成や多くの市民が環境保全活動に参画できる機会を提供していきます。
59	P71	・市のCO ₂ 削減量：1年当たりの削減量を指すのか明記が必要。21年度現状は最も大事な指標であるが、なぜ空欄なのか？下段の説明もわかりにくく、記載の見直しをすべき。 No16 本庁舎屋根利用で盛んに PPA 方式での太陽光発電をアピールしていますが、PPA は、業者にコミッションを取られる事業と認識すべきで、わざわざ地域資産を流出させるようなもの。自らやるべきでは。 学校・公共施設における再エネ導入数（施設）導入可能な施設数はどのくらいか。その数値を意識しての1か所/年か？	■原案どおり PPA 事業については市費を投じることなく、施策を講じられるため有効な手段と考えます。 再生可能エネルギーの導入については、導入可能な施設から順次設置を行い、最終的には設置可能な施設全てへ導入を検討してまいります。
60	P73	・白紙だが？	■原案どおり 見開きの頁調整です
61	P74	・基本方針5 将来につなげる杜づくり ●環境教育・学習の推進 今後は、環境教育から、SDGs 教育、生物多様性教育、いきもの教育への視野の拡大が必要です。「環境教育・生物多様性教育・SDGs 教育」の方が、現代とこれからより適正だからです。それは、2022年12月のCOP15などでも生物多様性の実施	■原案どおり 基本施策5の5-1環境教育・学習の項で対応していきます。

		が決められ、日本政府も経団連も動いているからです。	
62	P75	<p>・市が実施する施策 5-2 環境保全活動の実践</p> <p>市の動物ヤマネにとって好適な森林管理を提唱する。ヤマネは、森の代表種で、森林生態系の上位にあり、ヤマネの棲む森は生物多様性豊かな生物を生息させ、市民にとって住みやすい森となる。ヤマネの好適植生の条件研究を参照に森林管理実施することが大事である。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>基本施策5の環境教育・学習の対象は北杜市全市民であることから、ご意見のように対応していきます。</p>

第5章 環境実現に向けた各地域の取組			
No.	頁	ご意見内容	対応と考え方
63	P80	<p>・八ヶ岳南麓東エリア (2) 地域別環境配慮指針の提示</p> <p>「植樹や美化活動など」を「植樹は行わず、在来植生の保全活動など」と修正してほしい。</p>	<p>■原案どおり</p> <p>この指針は、「第2次北杜市環境基本計画（前期計画）」策定時に行った市民意識調査や地域意見交換会で出た意見を参考に作成したのになります。</p>
64	P82	<p>・八ヶ岳南麓西エリア (3) 重点的に取り組みたいこと</p> <p>「土砂災害警戒区域（レッドゾーン、イエローゾーン）、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林、採草放牧地への太陽光パネル設置は禁止」を追加していただきたい。</p> <p>傾斜地の土砂災害リスクの高いエリアであることに鑑み、</p> <p>①太陽光パネル破損・流出から近隣家屋及び住民の安全を守るため</p> <p>②太陽光パネル破損・汚染物質流出による三分一湧水をはじめとする多数の湧水群、地下水、河川の汚染を防止するため</p>	<p>■原案どおり</p> <p>本市では令和元年10月1日より北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例（以下、「本条例」）を施行しています。</p> <p>本県において、山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例（以下「県条例」）が令和3年10月1日に施行されたことに伴い、本条例との整合を図るため、本条例の一部を改正し対応しています。令和3年10月1日以降、太陽光発電設備の設置の許可を受けようとする場合は、本条例に規定する必要な手続きを求めています。</p>

第6章 重点テーマ			
No.	頁	ご意見内容	対応と考え方
65	P86	・「生ゴミ→好気発酵→コンポスト」だけになぜなるのか？「生ゴミ→嫌気発酵→バイオガス・液肥」を考えないのか？臭気の問題が結構ある北杜市がなぜ臭気の問題の少ない嫌気発酵を選択しないのか？	■原案どおり 最新情報を入手し導入を検討していきます。
66	P88	・重点テーマ3 方針2「市内木質バイオマスを活用します」 市内の森林の間伐などに伴って発生する木質資源をエネルギー源として有効に活用する具体的な方法として「木質チップボイラーの温浴施設等への導入」を追記しては如何でしょうか。木質チップボイラーは明野のゴルフ場や蓼科のリゾートタウンで既に利用されています。八ヶ岳山麓に多いカラマツ林の未利用材(林地残材)はチップの原料として最適です。また、今後日本各地で導入が進むと予想されるので、木質チップボイラーの本体価格は下がっていくと思われれます。	■原案どおり ・北杜市再生可能エネルギーマスタープランに本市の再エネ資源としての「木質バイオマス賦存量」及びその木質チップボイラー等の活用施策を記載しています。 ・本市では、市民、事業者に対して北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金制度を設け、ペレットストーブの導入の促進を図るとともに、市内木質バイオマスの活用を推進しています。今後、2050年カーボンニュートラルにむけて公共施設での脱炭素化を計画していく中で、本市のバイオマス資源の有効活用策として「木質チップボイラー」の導入も検討していきます。
67	P89	・重点テーマ4 方針1の具体的な取組事例では、情報を広く発信とありますが、具体的な生物多様性教育活動を含むべきです。	■原案どおり ご指摘のとおり、環境に係る全ての情報について発信していきたいと考えています。
68	P89	・取組事例2の中に「土地本来の生物多様性を保全・再生する」「生物多様性の持続可能な利用を伝承・発展させる」「生物多様性とともにある地域社会を築く」の3つを追記されたい。	■原案どおり ・本市には多様な動植物が生息しており、このことは美しい自然景観とともに、本市の貴重な資源・財産で、本市の強みでもあります。この貴重な資源の生物多様性を保全するため

			<p>には、県及び周辺自治体並びに各種団体との協働が不可欠です。今後はこれら組織と積極的に協働し、本市として目指すべき生物多様性保全のための計画・目標の策定を検討していきます。</p>
--	--	--	--